

令和7年度三木市防犯カメラ設置補助事業実施要項

1 事業趣旨

自治会やまちづくり協議会等の地域団体が防犯カメラを設置する場合、要した経費の一部を補助することにより、安全安心な地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。

2 募集期間・応募方法

募 集 期 間	令和7年4月21日から令和7年8月29日まで（必着）
申 請 方 法	① 必要書類等の申請手続きについて説明しますので、問い合わせ先まで連絡いただき、募集期間内に補助金交付申請書及び必要書類を三木市生活安全課へ提出してください。 ② 申請書等の様式は、三木市ホームページからダウンロードできます。 ③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体あたり新設につき1カ所、更新につき1カ所です。
申 請 に 必 要 な 書 類	① 令和7年度三木市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 調査票 ⑤ 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費） ⑥ 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件がわかるもの） ⑦ 地域合意書及び維持管理等誓約書 ⑧ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑨ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの） ⑩ 防犯カメラ等管理運用規定 ⑪ 応募団体の規約及び役員名簿のコピー
補 助 金 交 付 決 定	① 募集期間終了後、審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、文書で通知します。 ② 決定は、書類審査のうえ、過去の補助状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に審査して行います。 ③ 審査の結果、交付決定できない場合があります。

3 補助額等

補 助 額	①新設の場合は、1カ所12万円を限度とする。（県補助4万円、市補助8万円） ②更新の場合は、1カ所4万円を限度とする。（市補助4万円） ※ ある特定の場所に同一システムで複数箇所を監視する場合、及び複数のシステムで同一場所を監視する場合も1箇所とみなす。
補 助 箇 所 数	新設：10カ所 更新：20カ所

補 助 対 象 経 費	①犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費 ②更新の場合における既存カメラの撤去に要する経費 ※ 補助金の交付決定日から令和8年3月31日までに設置・完了する事業であること
-------------	---

4 補助の要件

補 助 対 象 団 体	以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。 ① 一定に地域を基盤とし、地域に根差した活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 ④ 規約や代表者を決めていること。
撮影場所	以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものでないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。
カメラの機能要件 （レコーダー内蔵型は、 下記レコーダーの機能 要件も満たすこと。）	以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く） ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。
レコーダーの機能の要件	以下の掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。 ③ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。
標識の掲出	防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
地域安全マップの作成	応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。（別途、QA、記載例あり）
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。
設置許可	防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
防犯カメラ等管理運用 規定の制定	以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規定が定められていること。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用・提供の制限 ⑤ 苦情処理対応

	⑥ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏洩防止措置	以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。 ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設置と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

5 その他手続に関する留意事項

工事等の着工について	防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定後に着手してください。補助金交付決定前に着工する場合には、必ず事前着手許可が必要です。
設置場所の許可について	防犯カメラ設置には、必ず設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要です。 電柱に設置する場合は、設置許可取得まで3カ月以上かかる場合があるなど、 道路や公園等に設置する場合は、市や県の管理担当課等と協議してください。 設置場所の許可は補助の要件となりますので、あらかじめ所有者等をよく確認のうえ、十分理解を得ておいてください。
設置に関する合意について	撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。
実績報告書の提出期限について	事業完了日から30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出してください。提出期限内に報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
補助金の支払いについて	実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振り込みにより補助金を支払います。 補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。
補助対象外となる経費及び事業について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。 ① 更新以外の場合における既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は保障に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 市又は県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業 ⑤ 市又は県の他の制度で対応が可能と判断される事業
交付決定の取り消し、補助金の返還について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。 ① 三木市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、市又は県から重複して補助を受けた場合

	④ 補助金交付決定前に着手した場合(事前着手許可を受けたものを除く) ⑤ 防犯カメラ等管理運用規定が順守されない場合
--	---

6 参考事項

(1) 地域安全マップの作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**地域安全マップを補助事業申請に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成してください。

	作成要領	
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。	
地図の体裁	① 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ② 用紙サイズはA4又はA3とする。 ③ 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ④ 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。	
検討・調査事項の例 (右記ゴシック表記の事項は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所・見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等に表示
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2) 三木市防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

	手続きの順序	手続き者	概要
1	補助金交付申請	団体	申請団体が市へ補助金交付申請書を提出
2	補助金交付決定	市	市が審査して交付の可否を決定。可の場合は3へ進む
3	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
4	補助事業実績報告書	団体	事業完了後30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出
5	実績確認・補助金確定	市	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定
6	補助金の支払い	市	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

(3) 警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の

情報については、警察へ情報提供します。

7 問い合わせ先

〒673-0492 三木市上の丸町 10-30 生活安全課 生活安全係

TEL : 89-2344(直通) FAX : 82-9792